

茨城県専任教員養成講習会実施要綱

(目 的)

第1条 本講習会は、看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識・技術を修得させ、もって看護教育の充実向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本講習会は、茨城県専任教員養成講習会と称する。

(事業主体)

第3条 この事業の主体は、茨城県とする。

(開催場所)

第4条 本講習会の開催場所は、茨城県立医療大学とする。ただし、必要がある場合には同大学外でも実施できるものとする。

(実施体制)

第4条の2 本講習会の実施にあたり、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 講習会統括者 1名
- (2) 講習会専任教員(企画・運営担当者) 1名以上
- (3) 専任事務職員 1名

(定 員)

第5条 本講習会の受講定員は、30名とする。

(教育の期間)

第6条 本講習会の期間は、概ね1年とする。

(受講対象者)

第7条 本講習会の受講対象者は、保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者であって、本講習会修了後看護教育に従事する者とする。

(受講志願の手続)

第8条 講習会の受講を志願する者(以下「受講志願者」という。)は、募集要項に基づく必要書類等を添えて指定の期日までに出席しなければならない。

(受講者の決定)

第9条 受講志願者に対して選考試験を実施し、第15条に規定する受講者選考会議の審議を経て受講者を決定する。

(受講検定料及び受講料)

第10条 受講検定料及び受講料は、茨城県立医療大学授業料等徴収条例(平成6年茨城県条例第51号)別表第2(第4条関係)の定めるところによる。

2 受講に要する参考書代、教材費、実習に要する経費等は、受講者の負担とする。

(教育内容)

第11条 教育内容は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、授業科目以外の科目を加えることができる。

(単位修得の認定)

第12条 単位修得の認定は、各科目の出席状況及び学習成果の評価により行う。

(既修得単位の認定)

第 13 条 次の各号に掲げる既修得単位の認定について、既修得単位認定申請書(様式 1)により申請があった場合には、茨城県立医療大学長(以下「学長」という。)は、履修した学習内容を評価のうえ、現年度本講習会において履修したものと認定することができる。

- (1) 過年度の本講習会で修了に至らなかった者が、受講開始後 3 年以内に、再度本講習会を受講し、単位を修得する場合に、当該受講者が過年度の本講習会で修得した単位。
 - (2) 本講習会で一部単位を修得した者が、受講開始後 3 年以内に他の事業主体において開講された専任教員養成講習会で単位を修得する場合に、当該受講者が当該講習会で修得した単位(総必要単位数の 2 分の 1 を超えない範囲とする)。
- 2 前項の規定により認定した場合、学長は、既修得単位認定書(様式 2)を申請者に交付する。
- 3 第 1 項第 1 号の規定に関わらず、教育内容が深く関連する講義科目と演習科目については、学習効果の観点から、原則、同一講習会で修得した単位のみ認定することとする。
- 4 受講者が、大学又は大学院において、本講習会の基礎分野「教育の基盤」の内容と同等の内容であると見なすことができる科目を履修し単位を修得している場合で、様式 1 により申請があった場合には、学長は、履修した学習内容を評価のうえ、様式 2 により本講習会で修得したものと認定することができる。

(修了の認定)

第 14 条 第 12 条及び前条に定めるところにより、全ての科目の単位認定を受けた者について、次条に規定する修了認定会議の審議を経て、本講習会の修了を認定する。

- 2 前項の修了認定を受けた者には、修了証を授与する。

(退 会)

第 14 条の 2 受講者は、退会しようとするときは、退会届(様式 3)を学長に届け出る。

(会議及び委員会)

第 15 条 講習会の円滑な運営を図るために、運営会議、受講者選考会議、講師会議及び修了認定会議を設置する。

- 2 前項のほか必要に応じて、会議、委員会を設置するものとする。

(証明書の交付)

第 16 条 受講者からの申請に基づき、次の各号に掲げる証明書を交付する。

- (1) 修了証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 単位取得証明書
- (4) その他

- 2 前項に定める証明書の発行手数料は、茨城県手数料徴収条例(平成 12 年茨城県条例第 9 号)第 2 条第 1 項に定めるところによる。

(運 営)

第 17 条 本講習会の運営のうち次に掲げるものについては、茨城県立医療大学で行う。

- (1) 第 8 条に定める受講志願の手続きに関する事項
- (2) 第 9 条に定める受講者の決定
- (3) 第 10 条に定める受講検定料及び受講料の徴収
- (4) 第 11 条に定める教育内容に関する事項
- (5) 第 11 条に定める教育内容を実施するための教員の確保及び授業の実施
- (6) 第 12 条に定める単位修得の認定
- (7) 第 13 条に定める既修得単位の認定
- (8) 第 14 条に定める修了認定
- (9) 第 15 条に定める会議及び委員会に関する事項
- (10) 第 16 条に定める証明書の交付

2 前各号に関し必要な事項は、県立医療大学において別に定める。

(その他の事項)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

区分	教育内容	科目名	単位数	時間数
基礎分野	教育の基盤	教育原理	1	15
		教育方法	1	15
		教育心理	1	15
		教育評価	1	15
		情報通信技術	1	15
		発達心理学	1	15
		人間関係論演習	1	30
	小計		7	120
専門分野	看護論	看護論	1	15
		看護論演習	1	30
	看護教育論	看護教育・制度論	2	30
	看護教育課程	看護教育課程論	3	45
		看護教育課程演習	2	60
	看護教育方法	看護教育方法論	6	90
		看護教育方法演習	3	90
	看護教育演習	専門領域看護論演習	2	60
	看護教育評価	看護教育評価論	2	30
		看護教育評価演習	1	30
	看護学校組織経営	看護学校組織経営論	1	15
	看護教育実習	看護教育実習	2	90
	看護研究	研究方法	2	60
小計		28	645	
関連分野		特別講義・演習	1	30
	小計		1	30
合計			36	795

既修得単位認定申請書

年 月 日

茨城県立医療大学長 殿

学籍番号

氏 名

私は、
において既に履修した単位について、茨城県専任教員養成講習会実施要綱第 13 条第 1 項 (第 4 項) の規定に基づき、単位の認定を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 既修得単位を履修した大学・講習会名：
2. 1 の卒業・退学年月：

本講習会で単位の認定を受けようとする科目名	単位数	他大学等で履修した既修得科目名	単位数

(添付書類)

- ・成績証明書 (卒業見込みの場合には、単位修得見込証明書)
- ・授業科目の内容を示す書類

様式2（第13条関係）

既修得単位認定書

年 月 日

殿

茨城県立医療大学長

年 月 日付けであなたから認定申請のあった既修得単位については、茨城県専任教員養成講習会において履修したものとして、下記のとおり認定します。

記

既修得として 認定された科目名	単位数	他大学等の 既修得科目名	単位数

様式3（第14条の2関係）

退 会 届

年 月 日

茨城県立医療大学長 殿

学籍番号

氏 名

このたび、下記により退会したいので申請いたします。

記

1 退会の理由

2 退会の期日

年 月 日